

かみね公園交流拠点施設整備・運営事業における公募設置等指針に係る質問に対する回答

かみね公園交流拠点施設整備・運営事業における公募設置等指針に対する質問等について、次のとおり回答します。

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|---------|---------------------------|--|--|
| 1 | 公募設置等指針 | P1 3 公募対象区域の概要 | 約7,000㎡の公募対象区域において、新設公園施設としての使用面積の設定は提案者の任意で設定可能と考えてよろしいですか。 (例：6,000㎡は新設公園施設として使用し、1,000㎡は既存利用等) | 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備、使用する範囲は、公募設置等指針に示す建ぺい率の上限(12%)を踏まえ、公募対象区域内で自由に設定可能です。 |
| 2 | 公募設置等指針 | P7 1 (2)景観、(5)既存公園施設等の取扱い | (2)「桜を中心とした植生や日本最古の地層であるカンブリア紀地層など歴史的資源、さらには市街地からの眺めなど、公園及び周辺環境の景観に調和した計画としてください。」 (5)イ「既存の展望台周辺には、日本最古の地層が露出している箇所があるため、公募対象公園施設及び特定公園施設の配置に際しては、歴史的資源の保全に配慮するとともに、当該施設の設計・整備を行うに当たっては、市と協議の上、進めてください。」とありますが、施設設置や眺望の関係などから樹木配置の変更や伐採も検討する必要があると考えています。 ①既存樹木で残す必要のある樹木がありましたら、該当のものを教えてください。(記念植樹された樺の木、桜など)、また当該樹木は場合、植え替えが可能かも教えてください。 ②カンブリア紀地層は広範囲にあるようですが、残す範囲や地層の残し方などについて見解があれば教えてください。 | 公募対象公園施設や特定公園施設の配置及び眺望確保の観点から、公募対象区域内の既存樹木が支障となる場合には、市と協議の上、認定計画提出者の負担により伐採、撤去していただきます。ただし、追加資料1に示した桜及び樺の記念樹等は、公園からの眺望に支障がある場合に限り、市と協議の上、市が必要と認めるときには、移設が可能です。 また、既存展望台周辺に露出しているカンブリア紀地層の取扱は、設置等予定者の決定後の協議事項とします。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------------|-------------------------|--|---|
| 3 | 公募設置等 指針 | P7 1 (3)ユニバー サルデザイン | ユニバーサルデザインについては配慮までで、日立市又は茨城県のバリアフリーに関する認定は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定は必須ではありません。 |
| 4 | 公募設置等 指針 | P7 1 (4)インフラ の整備 | インフラ整備費について、特定公園施設整備費において整備し、公募対象公園施設に分岐接続することは可能でしょうか。 | インフラ整備費は、特定公園施設は市、公募対象公園施設は認定計画提出者が負担することを基本とし、特定公園施設のインフラから公募対象公園施設のインフラに分岐接続することは可能です。 |
| 5 | 公募設置等 指針 | P7 1 (5)既存公園 施設等の取扱い | 「既存の銅像が支障となる場合には、市と協議の上、認定計画提出者の負担により公募対象区域内の現在地から近い場所に移設してください。」とありますが、移設の際、銅像の台座を外すことは可能でしょうか。 | 既存の銅像が支障となる場合には、原則、現状のまま移設（台座を外すことは不可）していただきます。 |
| 6 | 公募設置等 指針 | P7 1 (5)既存公園 施設等の取扱い | 既存の銅像以外に既存樹木の伐採、伐根が必要となった場合も、その撤去費用は認定計画提出者の負担となるのでしょうか。もしくは特定公園施設整備費として市へ負担を求めて良いのでしょうか。 | 公募対象公園施設や特定公園施設の配置及び眺望確保の観点から、公募対象区域内の既存樹木が支障となる場合には、市と協議の上、認定計画提出者の負担により伐採、撤去していただきます。なお、特定公園施設の整備に伴い支障となる既存樹木を移設及び撤去する費用は、特定公園施設の整備費として市が負担することを想定していますが、提案いただく特定公園施設の計画内容を踏まえる必要があることから、設置等予定者の決定後の協議事項とします。 |
| 7 | 公募設置等 指針 | P7 1 (5)既存公園 施設等の取扱い | 既存樹木のうち、保存樹木、危険樹木の区別のわかる資料はございますでしょうか。 | 既存樹木のうち、保存樹木及び危険樹木を区分した資料はありません。なお、市が必要と認めた場合に限り、移設が可能な記念樹等は追加資料1のとおりです。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------------|------------------------------|---|---|
| 8 | 公募設置等 指針 | P8 2(1)公募対象 公園施設の条件等 | 「都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、例えば、特定の利用者に限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者に著しく悪影響を及ぼすような施設の提案は認められません。」とありますが、デシベル数の制限等の具体はありますか？ 例：来園者全般が楽しめるミニライブ程度は可能だが、園外までに音が伝わるような音量のライブは不可など。 | 公園管理上の騒音に関する具体の制限等はありませんが、御質問の例のような音楽イベントを開催する場合には、市に必要な許可申請を行う際に、音量やスピーカーの向きなど騒音への配慮を行っていただく場合があります。 |
| 9 | 公募設置等 指針 | P8 2(3) 公募対象公園施設の設計・整備に関する事項 | 設計・整備に関する事項において、公園施設は日立市建築基準条例に適合する建物とするでよろしいでしょうか。 | 公園施設は、建築基準法や日立市建築基準条例など関係法令に適合する必要があります。 |
| 10 | 公募設置等 指針 | P8 2(3) 公募対象公園施設の設計・整備に関する事項 | 「工事期間中の使用料は免除」とありますが、設置工事中と原状回復（解体工事）期間中のいずれの期間も免除されるという認識でよろしいでしょうか。また、竣工からオープンまでの準備期間も免除されるという認識でよろしいでしょうか。 | 公園施設の設置許可による施設整備工事期間中の使用料は免除としますが、原状回復（解体工事）期間中の使用料は発生します。また、使用料の発生時期は、公募対象公園施設の営業開始日からとします。 |
| 11 | 公募設置等 指針 | P8 2(3) 公募対象公園施設の設計・整備に関する事項 | 公募対象公園施設と特定公園施設を一体的に整備した場合の、事業破綻時や営業終了時の原状回復内容（インフラ含む）については、譲渡したいと考えておりますがよろしいでしょうか。 | 公募対象公園施設の営業を終了する場合や許可期間が満了する際には、認定計画提出者の責任及び負担において原状回復することを基本としますが、公募対象公園施設と特定公園施設を一体的に整備した場合など公募対象公園施設の原状回復により、特定公園施設に影響が生じるときは、市と協議の上、原状回復内容を決定します。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-------------|--------------------------------------|--|--|
| 12 | 公募設置等 指針 | P9 2(3) 公募対 象公園施設の設計・ 整備に関する事項 | 「工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、」とありますが、代表法人もしくは構成法人から設置しなければならないのでしょうか。元請において設置すればよいのでしょうか。 | 工事現場の施工管理等を行う工事責任者は、代表法人又は構成法人から配置していただくことを基本としますが、それらの法人において、工事責任者を配置できない場合には、元請の工事責任者との連絡調整員を配置するなどの対応が必要になります。 |
| 13 | 公募設置等 指針 | P10 2(4) 公募対 象公園施設の管理運 営に関する事項 | 現在行われているかみね公園内のイベント情報(年間スケジュール等)を開示いただけますでしょうか。 | かみね公園全体での主なイベントは、日立さくらまつり(4月上旬)や、あんどんまつり(8月上旬～中旬)などになります。また、公園内にある動物園、遊園地、レジャーランド等の各施設において、季節ごとに各種イベントを実施しています。 |
| 14 | 公募設置等 指針 | P10 2(4) 公募対 象公園施設の管理運 営に関する事項 | イベント開催や一時的使用等の短期間使用時の使用料は発生するのでしょうか。発生する場合、使用料の根拠となる条例等、開示いただけますでしょうか。 | かみね公園内において、イベントを開催する場合には、日立市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、市から使用許可を得る必要があります。同条例第11条の規定に基づき、使用料を納付することになります。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設内でイベントを実施する際の使用許可は不要(使用料も不要)とすることを想定しています。 |
| 15 | 公募設置等 指針 | P10 2(5) 公募対 象公園施設の使用料 の額の最低額 | 仮に1・2階を公募対象公園施設とし、屋上を展望台として一体整備する場合、エレベーターや階段は2階店舗利用者も利用するが、「公募対象公園施設の利用者に利用が限定される」ことをしなければ、エレベーター、階段部分は特定公園施設として見込んでよろしいのでしょうか。 | 特定公園施設は、公園利用者の誰でも24時間利用できる施設を想定しており、エレベーターや階段部分は、施設計画や利用形態などを考慮した上で、使用料が発生する公募対象公園施設又は特定公園施設になるのか判断します。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|---------|------------------------------|--|--|
| 16 | 公募設置等指針 | P10 2 (5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額 | 自動販売機は設置してもよろしいでしょうか。また、設置した場合の許可種別をご教示いただけますでしょうか。また、使用料は発生するのでしょうか。 | 公募対象公園施設内に自動販売機を設置する場合には、設置許可は不要（使用料も不要）とします。また、特定公園施設内に自動販売機を設置する場合には、設置許可は必要です。ただし、当該施設の管理経費への充当など収益の一部を還元することを目的としたものに限り使用料は免除します。 |
| 17 | 公募設置等指針 | P10 3 (1) 特定公園施設の条件等 | 既存駐車場から展望台までの車両動線の変更は可能でしょうか。（搬入車両を横付けさせたい為） | 頂上駐車場付近の公衆トイレ前の道路から新たに整備する施設への車両動線は、市と協議の上、公園利用者の安全な通行を確保できることが認められる場合、変更できるものとします。 |
| 18 | 公募設置等指針 | P10 3 (1) 特定公園施設の条件等 | 公募対象公園施設と付随するイートインスペースについて、飲食店を利用しない方も誰でも自由に利用できるスペースとした場合、特定公園施設として認められるのでしょうか。 | 公募対象公園施設と付随するイートインスペースは、公募対象公園施設の利用者に利用が限定されず、公園利用者の誰でも利用できる形態であれば、特定公園施設として認めます。 |
| 19 | 公募設置等指針 | P11 3 (1) 特定公園施設の条件等 | 公募対象公園施設と特定公園施設を一体的に整備する場合、区分所有という考えでよろしいでしょうか。（公租公課の負担や火災保険の付保について） | 公募対象公園施設と特定公園施設が同一の建物であり、構造上区分されている場合は、区分所有の考え方のもと、それぞれの施設を所有することが想定されます。なお、市が所有する特定公園施設のうち、公募対象公園施設と一体管理することが効率的である施設の日常的な維持管理や清掃及び修繕は、認定計画提出者の負担により実施するものとします。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|---------|-----------------------------|--|--|
| 20 | 公募設置等指針 | P12 3 (3) 特定公園施設の管理に関する事項 | 特定公園施設の修繕について、認定計画提出者が負担する限度額はどの程度を想定されていますでしょうか。 例) 10万円まで | 認定計画提出者が負担する特定公園施設の修繕費の限度額は、提案いただく特定公園施設の計画内容により異なることが想定されることから、設置等予定者の決定後の協議事項とします。 |
| 21 | 公募設置等指針 | P12 3 (4) 市による特定公園施設の整備費の負担 | 測量費、各種調査費、設計費は特定公園施設整備費に含めて良いのでしょうか。 | 特定公園施設に係る測量や地質などの各種調査、設計、積算、地盤改良に要する費用は、特定公園施設整備費に含むものとします。 |
| 22 | 公募設置等指針 | P12 3 (4) 市による特定公園施設の整備費の負担 | 地盤改良費用も特定公園施設整備費に含めて良いのでしょうか。 | No.21 の回答をご参照ください。 |
| 23 | 公募設置等指針 | P12 3 (4) 市による特定公園施設の整備費の負担 | 特定公園施設整備費の積算システム(リビック)の費用は特定公園施設整備費に含めて良いのでしょうか。 | No.21 の回答をご参照ください。 |
| 24 | 公募設置等指針 | P12 3 (4) 市による特定公園施設の整備費の負担 | 特定公園施設の整備費を求める場合の必要提出書類をご教示いただけますでしょうか。 | 社会資本整備総合交付金の対象経費算出に必要な特定公園施設整備費の積算額がわかる工事(業務)費細目別内訳書などを想定しています。 |
| 25 | 公募設置等指針 | P19 1 (2) 第二次審査 | プレゼンテーション時に動画の使用は可能でしょうか。 | 公募設置等計画等に記載のある範囲において、提案内容の理解を促すための動画の使用は可能です。 |
| 26 | 公募設置等指針 | P19 1 (2) 第二次審査 | プレゼンテーション時に使用するパソコンや模型、パースパネル等の持ち込みは可能でしょうか。 | 公募設置等計画等に記載のある範囲において、提案内容の理解を促すための模型及びパースパネル等の持ち込みは可能です。また、パソコンについても持ち込み可能です。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|---------|-----------------------------|---|---|
| 27 | 公募設置等指針 | P19 2 選定委員会 | 選定委員の公表はいつ頃を予定しておりますでしょうか。 | 令和6年5月頃に本事業の設置等予定者の選定結果と合わせて、選定委員の氏名等を公表します。 |
| 28 | 公募設置等指針 | P24 9 リスク分担 | 土壌汚染及び地中埋設物が確認された場合のリスク分担は市としてください。 | 土壌汚染及び地中埋設物があると判明した場合には、市と認定計画提出者において対応を協議します。 |
| 29 | 様式 | 8-4 (公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画) | 【記載における注意事項】に、「立面図」は全面作成し、外壁仕上げの素材が分かるように記載してください。」とございますが、立面図の代わりに、パースや模型写真を用いて立面の表現としてもよろしいでしょうか。 | 立面図の代わりにパースや模型写真を用い、立面図と同等の表現をすることも可能とします。 |
| 30 | 参考資料2 | かみね公園平面図 | 展望台やバルカン像へ向かうスロープが現況と合っている平面図をご提示いただけますか。 | 展望台やバルカン像へ向かうスロープの現況平面図はありません。 |
| 31 | 参考資料2 | かみね公園平面図 | 展望台やバルカン像へ向かうスロープの舗装構成をご提示いただけますか。 | スロープの舗装構成は、路盤 (RC-40) が 10cm、平板タイルです。 |
| 32 | 参考資料3 | かみね公園インフラ状況図 | 電気や上下水道の埋設深さをご提示いただけますか。 | 北側の市道に埋設されている下水道管の埋設の深さは約 1.9m~7.7m、当該下水道管から分岐している下水道管の深さは 1.2m~3.1mです。それ以外の上下水道及び電気の埋設管の深さを示す情報はありません。 |
| 33 | 参考資料3 | かみね公園インフラ状況図 | 埋設の位置は確認できますが、口径を確認できる資料の開示をご教示いただけますでしょうか。 | 北側の市道に埋設されている下水道管の口径は 250mm、当該下水道から分岐している下水道管は 150mm、200mm、公衆用トイレ付近の下水道管は 125 mm です。それ以外の上水道及び電気の埋設管の口径を示す情報はありません。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-----|------|--|---|
| 34 | その他 | | 建築基準法上の接道は問題ないという認識でよろしいでしょうか。 | 既存建築物では、公園全体を一敷地として取り扱っており、本事業による建築物も同様の考え方となることが想定されます。 |
| 35 | その他 | | 保証金の預託は必要となりますでしょうか。 | 特定公園施設整備・譲渡契約の締結に当たって、契約保証金の納付や債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結など、契約保証を付すことを想定しています。なお、契約保証の詳細は、実施協定の締結に向けた協議の際の協議事項とします。 |
| 36 | その他 | | サイン整備に関する要求事項はございますでしょうか。また、サインの整備費は特定公園施設整備費に含めて良いのでしょうか。 | サイン整備に関する要求事項はありませんが、公募設置等指針に示す公募対象公園施設及び特定公園施設の設計、整備に関する要件等を適用します。また、特定公園施設を案内するサインで、公園施設に該当するものであれば、特定公園施設の整備費として市が負担します。 |
| 37 | その他 | | 現指定管理者の指定期間と管理範囲をご教示いただけますでしょうか。また、新たな指定管理者の公募は出されるのでしょうか。 | 公募対象区域内の維持管理は、市が直営で行っています。また、新たに指定管理者の公募予定はありません。 |
| 38 | その他 | | トイレ横、既設のゴミ集積所は運営事業者も利用することは可能でしょうか。 | 頂上駐車場の公衆用トイレ脇の既設ゴミ集積所は、特定公園施設内で生じたゴミであれば利用可能です。なお、公募対象公園施設内で生じたゴミは、認定計画提出者の負担により適切な場所にゴミ集積所を整備した上で、処理してください。 |

| 番号 | 資料名 | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----|-----|------|-----------------------------------|--------------------|
| 39 | その他 | | 吉田正音楽記念館施工時の地盤調査資料を開示いただけますでしょうか。 | 地盤調査資料はありません。 |
| 40 | その他 | | 吉田正音楽記念館のボーリング調査データをご提示いただけますか。 | No.39 の回答をご参照ください。 |